

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資のご案内

最大融資
2,000万円

無担保
無保証人

低金利

マル経融資は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々を対象とした、無担保・無保証人、低金利でご利用いただける公的融資制度です。



貸付
金利

1.35%

(令和6年10月1日時点)

返済
期間

運転
資金

7年

(据置期間1年以内)

設備
資金

10年

(据置期間2年以内)

お手続きの流れ



小規模事業者

① 申し込み

② 調査

③ 審査



商工会議所

④ 推薦

⑤ 審査



日本政策金融公庫

⑥ 融資

① ご相談
お申込み

商工会議所

ご融資に関する
ご相談をお待ち
しています。

② ヒアリング
調査

商工会議所

現状や課題、希望する
融資内容をお伺さ
せていただきます。

③ 審査

商工会議所

商工会議所
での審査を
行います。

④ 推薦

商工会議所

商工会議所から日
本政策金融公庫へ
推薦いたします。

⑤ 審査

日本政策金融公庫

日本政策金融公
庫での本審査が
行われます。

⑥ 融資決定

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫
より審査結果、書類
が郵送されます。

【ご利用いただける方】※以下の要件を全て満たしている方が対象です。

- ◆ 常時使用する従業員数が20人以下 ※商業・サービス業（宿泊業と娯楽業を除く）は5人以下
- ◆ 三木市内で1年以上事業を営んでいる
- ◆ 確定申告を行い、所得税・法人税・事業税・市県民税について納期限の到来している当該義務納税額を完納している
- ◆ 商工業者かつ日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種である
- ◆ 三木商工会議所の経営指導を原則6カ月以上受けている



ご相談
お問合せ

三木商工会議所 中小企業相談所
〒673-0431 三木市本町2丁目1番18号

☎ 0794-82-3190

ご用意いただく書類

チェック欄	法人	個人	申込・推薦時に必要な書類
☐	☐	☐	借入推薦依頼書（申込書）
☐	☐	☐	お客様の情報の利用に関する同意書
☐	☐	☐	身分証 ※運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの
☐	☐	☐	確定申告書・決算書（いずれも直近2期分） ※税務署印のあるもの（電子申告の場合は別途「受信通知」が必要） 個人事業所：「青色申告決算書」か「収支内訳書」を含む 法人事業所：「確定申告書別表」及び「勘定科目明細書」を含む
☐	☐	☐	最近の試算表（決算後6カ月を経過している場合のみ）
☐	☐	☐	借入金の返済明細表 ※事業資金の借入のほか、個人・法人代表者の自宅の住宅ローン等含む
☐	☐	☐	納期が到来した税金の領収書または納税証明書（所得税、法人税、事業税、市県民税） ※納税証明書の発行 法人税・所得税 …………… 税務署 事業税・法人県民税 …………… 県税事務所 法人市民税・個人市県民税 …………… 市役所 ※納税証明書の種類 その1 納付すべき税額、納付した税額、未納税額など その2 所得金額（個人の場合「事業所得」の記載が必要） その3 未納の税額がないことの証明
☐	☐	☐	法人登記の履歴事項全部証明書 ※3カ月以内、原本
☐	☐	☐	許認可書・届出書（許認可対象業種の場合のみ）
☐	☐	☐	所有不動産の登記簿謄本（土地・建物） ① 自宅（法人代表者の自宅含む） ② 店舗・事務所・工場など
☐	☐	☐	預金通帳、当座預金通帳 ※事業資金、住宅ローン等の返済、取引先からの入金を確認できるもの
☐	☐	☐	店舗・事務所・工場などの賃貸借契約書（借用の場合）
☐	☐	☐	（設備資金で申込の場合）設備の見積書、契約書、カタログ等
☐	☐	☐	（建設業の方）工事概況表 ※手持ちの受注工事が確認できるもの
☐	☐	☐	（関連企業がある場合）関連企業の決算書（直近1期分）

※面談、調査の過程で上記以外の資料（資金繰り表など）のご提出をお願いする場合があります。
※履歴事項全部証明書、登記簿謄本、納税証明書等の取得費用はお客様負担となります。